(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁並びに藤枝市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十四年十月九日

農林水産大臣　郡司　彰

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成六年一月二十八日農林水産省告示第百九十六号、平成七年九月八日農林水産省告示第千四百二十二号（三に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法　変更しない。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を静岡県庁並びに関係市役所及び川根本町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千八十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月九日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　郡司　彰

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

イケヤ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

愛媛県四国中央市川之江町字松木谷

三三三三番一

三三三三番八から三三三三番一〇まで

三三三三番一六及び三三三三番一七

三三三三番一九及び三三三三番二〇

三三三三番二八

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県四国中央市川之江町字松木谷

三三三三番二五　一号

三三三三番二四　二号から六号

三三三一番一　七号

三三三二番二〇　八号

三三三三番二八　九号

三三三三番五　十号

字天生津　三三六八番　十一号から十三号

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

園地川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県今治市関前岡村

甲六三四番二　一号

乙一一六一番二　二号

甲六三二番一　三号

甲六二三番　四号

乙一一四八番二　五号

甲五九五番　六号

甲五九二番二　七号

甲五九一番　八号

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

由之左近川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県越智郡上島町岩城

一七一九番　一号

一七四八番　二号

一七四九番　三号

一七四五番　四号

一七四五番地先水路敷　五号

一七三五番地先道路敷　六号

一七三五番　七号

一七三六番　八号及び九号

一七三三番　十号及び十一号

四　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

下大内野川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地

愛媛県伊予郡砥部町玉谷一六〇七番

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県伊予郡砥部町玉谷

一六〇六番一　一号から三号

四一一番　四号

五　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

奥里谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川

乙一〇三〇番

乙一〇三四番及び乙一〇三五番

乙一〇三七番及び乙一〇三九番

乙一〇五七番及び乙一〇五八番

乙一〇七四番及び乙一〇七五番

甲二九五番一及び甲二九五番二

甲二九六番一及び甲二九六番二

甲二九七番から甲二九九番まで

甲三〇一番及び甲三〇二番

甲三一三番一及び甲三一三番二

甲三一四番一から甲三一四番三まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の奥里谷川の中心線から左右岸二十メートルまでの土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

愛媛県上浮穴郡久万高原町父野川

甲二九六番二　一号

甲三一四番一　二号

甲二九〇番一　三号

乙一〇七八番　四号

六　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

七津川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十四年建設省告示第千六百五十四号で指定した土地の区域を除く。）

愛媛県喜多郡内子町中田渡

二四四六番一　一号

二四四八番　二号

二四三四番　三号

二三九二番　四号及び五号

二三〇八番　六号

二二九七番　七号

二二九八番二　八号

七　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

ケンコ川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間のケンコ川の中心線から左右岸十メートルまでの土地の区域

愛媛県西予市宇和町瀬戸

七三四番　一号

七三〇番　二号

八四七番一　三号

八四〇番一　四号

○国土交通省告示第千八十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年十月九日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　郡司　彰

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

田の平川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十二年建設省告示第七百八十号で指定した津留川に掲げる土地の区域及び昭和四十二年建設省告示第千百六十二号で指定した土地の区域を除く。）

熊本県下益城郡美里町早楠

字小津留　一二二三番五地先道路敷　一号

一二二八番一　二号

一二四六番一　三号

一三七四番二　四号

一四〇〇番一　五号

一四二二番五　六号から九号

一四二七番一　十号